

大阪市平野区の下町で開業し20年を迎えた昨年秋、自叙伝を出し、「谷あり、谷あり」の半生を振り返りかえった。

著書は大規模書店にも並んだ。

「歯科医師に対する世間の人のイメージを変えたかったんですよ。高収入でベントに乗ってゴルフに行くんですよ。今でも思っている人が少なくないですよ。」

原点は家族

1970年代後半のスーパーカーブームのころ、近所の駐車場で見かけるフェラーリが近隣の歯医者ものだと知って、歯医者をめざした。

### 安積中先生 (平野区)



「今になって思うと、スーパーカーに憧れただけなので歯医者でなくても良かったのかもしれない。」

府内でも有数の公立進学校に入学するも、成績は振るわず。2浪の後、公立の歯科大に進学し、留年も経験。雇われ院長時代に理不尽な個別指導を経験し、「ヤブ医者」「悪徳歯医者」と医院の看板に落書きされたこともあった。

お笑いが好きで、自称「お笑い評論家」。「落ち込むようなことがあっても、最後は笑い飛ばして前に進んでくれた気がする」。そんな思いをタイトルに込めた。

## 自叙伝を出版

### フェラーリより患者さんをハッピーに

「父親は酒好きで病気がち。家計は苦しく低所得者向けの風呂なし団地に一家4人で暮らした。」

笑いが好きの原点はそんな家族にあるという。「父親は口よりも手が出るタイプ。独裁国家ですよ。ピリピリした家族の空気を和ませようと、志村けん物まねで道化を演じていました。」

歯医者で笑いは必要なのは、相手を喜ばせる「サービスピリット」という。歯科医療も笑いに例える。「治療を通じて満足してもらい必要がありませぬ。患者さんの訴えを聞き、162円・税別800円。

「運転免許を自主返納する年齢になるまでにはフェラーリを買えたいのですね。当面の目標は患者さんをハッピーにすることかな。フェラーリはもうそんなに欲しいわけではないのかも」と笑う。「人生を切り開く笑いのチカラ」幻冬舎・



## 悪質な口コミ削除業者にご注意ください



最近「Google等の店舗レビューに書き込まれた悪い評価の口コミを削除します」と謳う、業者からのFAX広告やDMが医療機関に送られてくるという情報提供が会員医

療機関から複数寄せられている。広告の内容は、Googleに書き込まれた悪い評価を切り抜いて広告の文面に掲載。現在貴医院にはこのような悪評が書き込まれていません。放置すると信用の低下につながります。等の文句で不安感を煽るものが多い。手法として目立つのは、業者自身が悪い評価を書き込み、医療機関に「ウチの会社なら確実に削除できます」と自作自演で営業をするケースである。中には代金を受け取ったまま書き込みを放置するなど、詐欺まがいの手口が使われている。

口コミ削除業者については法的な監督官庁が存在しないため、悪質な業者を排除する法的な枠組みがないのが現状だ。口コミ削除の勧誘にはくれぐれも注意してもらいたい。

## 2022年度 各地区総会のご案内

協会の各地区総会が順次開催される。開催日時、場所は次のとおり。

3月13日(日)	大阪市南部	10:00~	M&Dホール (保険医会館東隣り)
	大阪市西部	10:00~	協同組合会館3階会議室
3月26日(土)	北大阪	18:00~	江坂サニーストンホテル北館3階富士の間
	東大阪・八尾・柏原		東大阪文化創造館2階
3月27日(日)	堺・高石・和泉	12:15~	フェニーチェ堺文化交流室
	大阪市東部		M&Dホール (保険医会館東隣り)
4月2日(土)	大阪市北部	12:15~	AP大阪
	北河内	9:45~	OMMビル2階会議室
4月16日(土)	南河内	16:30~	ノパティホール
4月23日(土)	泉州	18:30~	南海浪切ホール小ホール
	三島	20:30~	高槻市生涯学習センター3階

## お知らせ 会費の減免制度

70歳以上：減額 / 75歳以上：免除

休保・年金の掛け金払い込み中は適用外

15年以上継続して協会の会員で、①満70歳以上の開業医会員の方は会費を減額(5500円→3000円)、②満75歳以上の方は会費が免除される制度があります。

ただし、協会の休業保障制度または保険医年金制度のいずれかの掛け金払い込み中は対象外となります。会費免除となった先生方には『大阪歯科保険医新聞』のみを届け、協会発行書籍は配付しておりません。制度の詳細、申請は協会・組織部まで(06-6568-7731)。

**行事案内**

大阪市西部・南部地区講習会「CT時代の臨床根管解剖—三次元で捉える解剖学的情報と病態」

【日時】3月13日(日) 午前10時30分~午後1時

【会場】M&Dホール

【講師】木ノ本喜史氏 (吹田市開業・大阪大学歯学部臨床教授)

【会費】会員・スタッフ無料、未入会者1万円

【定員】60人

## 新型コロナ関連の各種支援制度のご案内

新型コロナウイルス感染症で診療に影響を受けた場合の主な支援制度を以下表にまとめた。各種制度の詳細についてはQRコードを参照、または協会事務局(06-6568-7731)まで。

制度	対象	給付額	申請期間	制度の詳細
事業	事業復活支援金	個人事業者の場合 ・50%減 ：最大50万円 ・30%減 ：最大30万円	5月31日まで	
事業	休業等に対する継続・再開支援事業	事業を再開するために必要な経費の半額を補助(上限30万円)	3月31日まで	
労災	労災保険	労災に加入する医療機関の従業員または特別加入の事業主で、新型コロナに感染 ※業務外で新型コロナに感染したことが明らかな場合を除く	随時受付	

制度	対象	給付額	申請期間	制度の詳細
労災	新型コロナ医療従事者支援制度	労災保険に加入する医療機関の従業員または特別加入の事業主で、支援制度加入者が新型コロナに感染(※労災認定が必要)	随時受付	
雇用	小学校休業等対応助成金	①小学校や保育施設の休業②子どもが新型コロナに罹患、濃厚接触等——で従業員に有給の特別休暇を取得させた事業者	・2022年1月~3月分の申請は5月31日まで ※休暇取得の期間が5月末まで延長の見直し	
雇用	雇用調整助成金	売上高が前年同月比5%以上減少し、雇用維持のために労働者に休業手当などを支払う事業者	対象となる期間の最終日から2カ月以内	
協会	保険医休業保障共済制度	協会会員の制度加入者で、新型コロナに感染(疑い含む)し休業した人	随時受付	

「新型コロナ感染」1面つづき